

請願第 10 号

市長による公立大学法人横浜市立大学理事長の任命に対する要望について

1 理事長の任命について

(1) 地方独立行政法人法等の規定

公立大学法人の理事長については、地方独立行政法人法第 71 条の規定により、人格が高潔で、学識に優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効率的に運営することができる能力を有する者のうちから、設立団体の長が任命するとされています。

また、同法第 15 条の規定により、その任期については、4 年以内において定款で定めるとされ、横浜市立大学の定款第 13 条の規定により 4 年とされています。

(2) 現理事長について

前理事長の宝田氏の任期中の退任に伴い、平成 20 年 4 月 1 日に現理事長である本多氏を任命し、前理事長の残りの任期を勤めていただきました。その後、平成 21 年 4 月 1 日に再度任命し、任期は 4 年となっています。

なお、現理事長の本多氏は、副市長として長年にわたる本市での行政経験を持ち、積極的に組織をリードしていく経営能力と組織運営能力を兼ね備えており、教職員一丸となって組織改革を推し進めていただくのにふさわしい方として任命いたしました。

(参考) 理事長の在任期間

氏名	在任期間
宝田 良一	平成 17 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日
本多 常高	平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日(前任者の残任期間)
本多 常高	平成 21 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日(予定)

2 公立大学法人横浜市立大学の組織と仕組(概念図)

